



2022年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社ツムラ  
代表者名 代表取締役社長CEO 加藤 照和  
(コード番号 4540 東証プライム)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 犬飼 律子  
電 話 TEL 03-6361-7100

### 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 22,400株
(3) 処 分 価 額	1株につき 3,020円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	67,648,000円
(5) 処 分 予 定 先	取締役（監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除く。）3名 7,900株 当社と委任契約を締結している執行役員 8名 11,200株 当社と委任契約を締結している執行役員（退任者）（現在2名当社職員、2名退職者）4名 3,300株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」といいます。）の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2017年6月29日開催の第81回定時株主総会、および2019年6月27日開催の第83回定時株主総会にて、ご承認いただいております。

本自己株式処分は、業績連動型株式報酬として、取締役等に対して付与された金銭報酬債権を現物出資することにより行うものです。

本自己株式処分においては、本評価期間における評価指標の達成度等に応じて、当社取締役会において、取締役等に対して金銭報酬債権合計 67,648,000 円を付与し、それを現物出資させて当社普通株式合計 22,400 株を交付することを決定いたしました。

また、当該取締役会において、本制度に基づき、取締役等の 15 名に対して合計 67,648,000 円の金銭を支給することも併せて決定しています。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、取締役等向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、当社の取締役等に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式の交付および金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度です。取締役等への当社普通株式の交付および金銭の支給は、下記(3)記載に記載している対象期間に在籍した取締役等に対して行われるものです。そのため2022年3月31日以降に退任・退職済みの取締役等であっても在任中の業績に応じた当社普通株式を交付および金銭を支給いたします。

#### (2) 本制度の仕組み

当社は、下記(3)記載のとおり3事業年度を対象期間とし、取締役等の役割・職務・職位に基づき、その最終年度の会社業績の数値目標の達成度に応じて、当社普通株式の交付および金銭を支給します。当社が当社普通株式の交付および金銭を支給する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する取締役等および交付する株式数および金銭の額は、対象期間経過後の取締役会で決定します。この場合、当社から取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当該株式発行または自己株式の処分に際して、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式および金銭を取得します。当該金銭報酬債権の金額については、当該金銭報酬債権の合計額を450百万円以内(2019年6月27日開催の第83回定時株主総会決議による。)とし、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定します。なお、役割・職務・職位ごとに各取締役等に支給する金銭報酬債権および金銭の上限は以下のとおりです。

区分	支給する金銭報酬債権 および金銭の上限額
代表取締役	72百万円
業務執行取締役	60百万円
役付執行役員	48百万円
執行役員	24百万円

#### (3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、中期経営計画の第3期である2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度です。

#### (4) 本制度に基づき取締役等に交付する当社株式数および金銭の支給額の算定方法および上限

当社は、第3期中期経営計画で公表しております数値目標で掲げる、連結売上高、連結営業利益および連結ROEの各目標達成率を、各数値目標の配分割合に応じて、基準交付株式数(各取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める。)に乗じて、以下に記載する算定式に従い交付する株式数を算出し、同株式数に交付時株価を乗じることで支給する金銭の額を算出します。また、算出した交付株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨て、支給する金銭の額に千円位未満が生じる場合は千円位未満を切り捨てるものとします。

【交付株式数および支給する金銭の額の算定式】

◎基準交付株式数

=取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める金額／基準株価（※）×3  
（事業年度分）

（※）基準株価＝2019年3月29日の当社普通株式の普通取引の終値

◎各取締役等の交付株式数および支給する金銭の額の算定方法

以下の方法に基づき算定のうえ、各取締役等の交付株式数および支給する金銭の額を決定いたします。

① 交付株式数＝基準交付株式数 × ((中期経営計画にある対象期間の最終年度の各数値目標達成率×当該数値目標の配分割合)の全数値目標に係る合計) ×50%

※数値目標達成率は、数値目標に対応する水準を100%として、達成度合いに応じて0%から120%の範囲で定めます。なお、対象期間の最終年度の決算における数値が「0未満」の場合は、数値目標達成率を0%とします。

数値目標達成率＝対象期間の最終年度の決算における数値（収益認識適用前ベース）／中期経営計画にある対象期間の最終年度の数値目標値

※各数値目標（中期経営計画にある対象期間の最終年度の数値目標）および配分割合は以下のとおりです。

項目	目標数値	配分割合
連結売上高	1,350億円	40%
連結営業利益	190億円	30%
連結ROE	6%	30%

（注）2019年6月27日開催の第83回定時株主総会で承認を受けた収益認識適用前ベースの計画値です。

② 支給する金銭の額＝①で算出した交付株式数 × 交付時株価※

※対象期間終了後の最初の定時株主総会終了後、2カ月以内に開催される当社の取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の終（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

当社が取締役等に交付する当社普通株式の総数は、対象期間において6万株相当を上限とします。なお、役割・職務・職位ごとに各取締役等に交付する当社普通株式数の上限は以下のとおりとします。

区分	上限株式数
代表取締役	6,000株
業務執行取締役	5,000株
役付執行役員	4,000株
執行役員	2,000株

ただし、当社の発行済株式総数が株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限および取締役等に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。また、上記(4)に定める数および額の当社普通株式の交付および金銭の支給により、上記(2)に定める金銭報酬債権および金銭の額の上限又は上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各取締役等に対して交付する株式数および支給する金銭の額を按分比例等の合理的な方法により減少させます。

(5) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、取締役等に対して当社普通株式を交付します。

- ・ 対象期間中に取締役等として在任したこと
- ・ 一定の非違行為がなかったこと
- ・ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※1) 対象期間中に取締役等が退任する場合には、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(※2) 対象期間中に新たに就任した取締役等についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(※3) 取締役等が対象期間中に死亡による退任の場合は、数値目標達成率にかかわらず、在任年数に応じて按分した基準交付株式数に、退任時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を当該取締役等の承継者に交付します。

4. 払込金額の算定根拠および具体的な内容

本制度の払込金額の算定は、交付株式数を「3. 本制度の内容」に基づき算出しており、株価については、恣意性を排除した価格とするため2022年6月28日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における、当社普通株式の終値である3,020円としています。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的と考えます。

なお、この価格は、東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の1か月(2022年5月30日から2022年6月28日まで)終値単純平均値である2,920円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率3.42%(小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、3か月(2022年3月29日から2022年6月28日まで)終値単純平均値である3,062円からの乖離率△1.37%、および6か月(2021年12月29日から2022年6月28日まで)終値単純平均値である3,173円からの乖離率△4.82%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。上記処分価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、また、上記処分価額については、監査等委員会(監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名))が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

以上